

第177回 横浜市個人情報保護審議会会議録

議 題	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 自動検針システム(スマートメーター)構築及び運用保守委託について</p> <p>(2) 遺伝子パネル検査開始に伴う「がんゲノム情報管理センター」との電子計算機の結合について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)</p> <p>(3) 「空家等対策に関する総合案内窓口」の設置について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)</p> <p>(4) 横浜市障害者プラン策定に向けたニーズ把握調査について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>(5) 横浜市認知症早期発見モデル事業委託について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>(6) 医療・介護レセプトデータベースと特定健診・特定保健指導データの連携及び共同研究の実施について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)</p> <p>(7) 是正の申出に係る処理案について</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告</p> <p>ア 横浜市立大学附属病院及び福浦キャンパスにおける防犯カメラの設置運用事務</p> <p>イ 横浜市立大学附属市民総合医療センター防犯カメラ設置及び運用事務</p> <p>(2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告</p> <p>専門相談等</p> <p>(3) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告</p> <p>ア I・TOP横浜(IoTオープンイノベーション・パートナーズ)関係事務委託</p> <p>イ 環境教育・学習に関する企業アンケート調査業務委託</p> <p>(4) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告</p> <p>ア 星川駅周辺のバス路線に関する調査検討業務委託</p> <p>イ 横浜市「成人の日」を祝うつどいに関するアンケート調査業務委託</p> <p>(5) 実施機関が保有する車両の自動車任意保険加入についての報告</p> <p>ア 区役所における自転車賠償保険の加入に伴う交通事故処理関連業務</p>
-----	---

	<p>イ 収集事務所等における自転車賠償保険の加入に伴う交通事故処理関連業務</p> <p>ウ 焼却工場等における自転車賠償保険の加入に伴う交通事故処理関連業務</p> <p>エ 都市整備局二ツ橋北部土地区画整理事務所における自転車損害賠償責任保険の加入に伴う交通事故処理関連業務</p> <p>(6) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託についての報告 水・環境ソリューションハブ視察運営補助業務委託</p> <p>(7) 広報を目的とした写真や映像による作品制作及び展示業務委託についての報告 第7回アフリカ開発会議に係る写真パネル制作及び展示業務委託</p> <p>(8) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（5件）</p> <p>(9) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（2件）</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 令和元年度 横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会による実地調査について</p> <p>(2) 個人情報漏えい事案の報告（令和元年9月21日～令和元年10月24日）</p> <p>(3) その他</p>
日 時	令和元年10月30日（水）午後2時00分～午後6時20分
開催場所	関内中央ビル5階特別会議室
出席者	花村会長、大谷委員、加島委員、小嶋委員、鈴木委員、土井委員、中村委員、新田委員、吉田委員
欠席者	なし
開催形態	一部非公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項(1)～(7)について承認する。 ・ 報告事項、その他について了承する。
議 事	<p>【開 会】</p> <p>（事務局） それでは、ただいまから、第177回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。</p> <p>本日は、9名の委員全員の御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくをお願いいたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>（花村会長） ただいまから、審議会を開会いたします。</p>

なお、事前にメールによりお送りした開催通知にも記載しましたが、本日の審議のうち、案件7の「是正の申出に係る処理案について」は、個人情報保護等の観点から非公開させていただきます。

それでは、議事に入ります。始めに、第176回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等はございますでしょうか。

特に御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

2 審議事項

(1) 【案件1】自動検針システム（スマートメーター）構築及び運用保守委託について

(花村会長) それでは審議事項の審議に入ります。

最初に、案件1「自動検針システム（スマートメーター）構築及び運用保守委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(加島委員) 4ページの「2 事務全体の概要」の下に図が示されている、スター方式とマルチホップ方式を、20街区と21街区に分けてやっているのですね。6ページの「3 審議に係る事務」で、スマートメーターから基地局までの無線通信は国際的な標準仕様規格（3GPP）に準拠した暗号化通信を利用するとありますが、マルチホップ方式のメーターとメーターの間はどのような規格なのでしょう。

(所管課) マルチホップ方式のメーターとメーターの間の通信規格は、ガスのスマートメーターで採用されているUバスエア方式を採用しています。

(加島委員) それも資料に書いておいたほうが良いと思えます。そのUバスエア方式も国際規格に準拠していますか。

(所管課) これについては、Wi-SUN（ワイサン）という国際規格があり、その中の一つとして国内では東京テレメータリング推進協議会の中で標準化されている方式です。

(花村会長) 漏れたら困るという通信回路の部分ですね。

(所管課) はい。この部分はUバスエア方式の定められた規格で暗号化しているため心配ありません。

(中村委員) 10ページの「4 個人情報の管理体制」の、【事務の委託】（方式2）のところで、「受託者における保管」欄は「無し（再受託者にて保管）」となっています。しかし、その下の「廃棄方法」欄は「電子データ」は受託者が廃棄し、廃棄確認の方法として「廃棄証明書を提出」と

記載されています。

更に11ページの再受託者についての「4 個人情報の管理体制」では、「廃棄方法」が「電子データは受託者から回収し、所管課で廃棄」と書かれています。この関係がよく分かりません。

(所管課) 方式2の受託者が契約のベースになります。実際にデータを取り扱うのは再受託者です。11ページの再受託者についての「4 個人情報の管理体制」に記載した取扱いで行っていきます。

(中村委員) そうすると、再受託者から所管課が電子データを回収して廃棄するのですか。

(所管課) はい。

(中村委員) それを確認して、方式2の受託者が書面での廃棄証明書を出すのですか。

(所管課) そういうことになります。

(所管課) 廃棄証明書は再受託者と受託者それぞれが提出します。

(中村委員) 電子データは、そもそも所管課で回収するのですか。

(所管課) 4年間を通して受信したデータは、まず受託者が1年間保管する契約になっています。都度、蓄積されたデータを水道局が必要に応じて取り出して使う前提となっています。

最後の契約が終わる年にはデータが残っているので、それについては水道局が受け取って、取り出した蓄積データは受託者には残さないという想定をしています。

(中村委員) 所管課で受け取った段階で再受託者のもとからはデータは消えるのですか。

(所管課) 最後の年には、まとめて受け取ります。通常は1年経過すると自動的に廃棄されるようにしています。

(中村委員) 廃棄するのは再受託者ではないですか。

(所管課) 廃棄するのは再受託者です。

(中村委員) 再受託者がデータを廃棄したことを何らかの形で証明してもらわないと、本当に廃棄されたのかどうか所管課では分かりません。

(花村会長) 11ページの再受託者の「4 個人情報の管理体制」の「廃棄方法」には、「電子データは受託者から回収し、所管課で廃棄」と書いてあるのですが、この電子データは、再受託者が廃棄するのですか。それとも、受託者に返却するのですか。

(所管課) 受託者には返却しません。

(花村会長) 再受託者が廃棄した場合は、廃棄は所管課が確認するのですか。

(所管課) 廃棄は所管課が確認します。

11ページの再受託者の「4 個人情報の管理体制」の、電子データの廃棄方法の欄で、二つ目のチェックボックスにはチェックが付いていませんが、そちらの廃棄確認の方法の括弧内に「月次報告時に廃棄証明書を発行」と記載しています。このとおり、月々、確認していきます。

(花村会長) 各月ごとに廃棄するのですか。

(所管課) 各月の報告時に廃棄証明書を発行、確認します。

(花村会長) つまり、再受託者は1か月分しか電子データを保有していないのですか。

(所管課) 毎月廃棄するのではなく、最短で1年後に廃棄することになります。1年が経過した以降の月次報告書で「1年前のこのデータは廃棄した」と報告を受け取ることを想定しています。

(花村会長) そうすると、資料に記載されている電子データの廃棄方法の、「受託者から回収し、所管課で廃棄」という意味がずれていませんか。

(中村委員) それであれば、電子データの廃棄方法は、むしろもう一つの「受託者が廃棄」にチェックを入れて、「廃棄確認の方法」を「(月次報告時に廃棄証明書を発行、確認)」とすべきと考えます。そして、「月次報告書」とありますが、正しくは、1年に1回の報告になるのかと思います。

(所管課) 方式2の受託者と再受託者は、10ページと11ページの「4 個人情報管理体制」の様式上、書き方が難しいです。もう1回説明します。

10ページの受託者については、電子データの廃棄方法は「受託者が廃棄」としてありますが、受託者は廃棄をしないので、廃棄方法の記載をなくします。

11ページの再受託者については、電子データの廃棄方法は「受託者から回収し、所管課で廃棄」としてありますが、「受託者が廃棄」とします。

(花村会長) 11ページの「受託者が廃棄」について、この「受託者」は再受託者のことですね。「再受託者が廃棄」という表現にしてください。

再受託者が廃棄して、それを直接所管課に報告し、廃棄証明書を発行して所管課が確認するということですか。

(所管課) 受託者を通して報告、確認します。

(花村会長) それでは、受託者の廃棄方法についてはどう書けば良いですか。

(事務局) 受託者は、「受託者における個人情報の保管」欄が「無し」となっています。廃棄方法の記載はしなくて良いと考えます。

今の話を受けて、11ページの再受託者の電子データの廃棄方法については、「再受託者が廃棄」にチェックを付け、廃棄確認の方法として、「月次報告時に廃棄証明書を受託者経由で所管課に提出」とします。

(花村会長) ではそのように訂正してください。

(新田委員) このスマートメーターにした場合、漏水についても明確に分かりますか。

(所管課) ほぼ分かると思います。例えば、夜中、皆さんが寝静まったとき、水道の使用量が動いていることが我々には1時間単位で分かります。漏水の可能性はすぐ分かります。

(新田委員) そうということが分かるメーターになっているのですね。

(所管課) はい。

(花村会長) モデル事業を全市的に拡大していくことも考えていますか。

(所管課) まだスマートメーターの市場価格が非常に高いこともあり、まず、東京、横浜、大阪で手を組みました。その3つの給水戸数を足すと、日本全国の6分の1くらいのシェアです。これがメーター業界にス

ケールメリットを考えてもらうきっかけになればという気持ちもあります。

(花村会長) 毎日受信するのだから、水道を使っていない家庭は分かるのですね。例えば、高齢者が亡くなっていることが分かるかもしれません。

(事務局) 1日1回送るデータは、毎時のデータですか。

(所管課) そうです。1日1回データが送られるのですが、1回の中に1時間ごとのデータがあります。

(大谷委員) 今回の実験において、水道メーターの所有権は誰にあるのですか。メーカーからのレンタルですか。それとも、横浜市が買い取るのですか。

水道メーターについてはまだないと思いますが、電気のスマートメーターでは発火事故が多発しています。電波で情報を送るということで、電源に接触しなければなりません。電源を持ったり、外部電源を取り込んで送信することもあります。

水道メーターで万一、発火や事故が起きたときの責任の所在に、機器の所有関係が影響すると思います。

(所管課) 水道メーターは従来と同じく水道局の所有です。電波及びデータについても我々の所有です。

電気のスマートメーターは、計測する電気から電源を取っているので、発火事故などもあるように聞いています。水道メーターの動力源はバッテリーです。メーターは8年に一度取り換えます。そのときバッテリーも一緒に取り換えます。

(大谷委員) 極めてリスクが少なく、横浜市の所有物だということですね。その所有物に起因した事故等については一定の責任は免れないということですか。

(所管課) 水道メーターに起因した事故があった場合は、私どもの責任になるかと思われまます。

(鈴木委員) このスマートメーター自体の保守も委託するということですか。

(所管課) はい。

(鈴木委員) そうすると、どのスマートメーターがマンションの何号室に付いているという情報を、受託者が保有しているのですか。それは住所情報を保有していることになるのではありませんか。

(所管課) 異常があったときに、横浜市から検診業務を委託している事業者へスマートメーターの場所を指示して行ってもらうこととなりますが、今回の受託者は住所情報を持っていません。

(鈴木委員) 場合によっては住所情報を受託者に提供することもありますか。

(所管課) あります。

(鈴木委員) その事情は審議資料に記載されていますか。

(所管課) 「誰々の家に行ってくれ」という指示ではなく、対象のマンションを伝えます。データがおかしいとき、この無線機のメンテナンスに関しては「どこそこのマンションの何番メーターを見に行ってくれ」とい

う指示の出し方をします。

(鈴木委員) 住所だけで個人が特定できないから、個人情報ではないという整理ですか。

(事務局) 受託者が直接訪問するケースについては、スマートメーター設置以前の水道メーター検針委託に織り込まれていて既に審議済みと考えているのではないかと思います。

(鈴木委員) 水道メーターの保守に付随するものはもう整理済みということですね。

(事務局) はい。

鈴木委員の疑問として、水道メーター番号を受託者は知り得ないのかということが重要です。水道メーターに水道メーター番号が書いてあるということはないのですか。

(所管課) 水道メーター番号は水道メーターに刻印されています。

個人の氏名ではなく、水道メーター番号を対象にして保守をします。故障があった場合には、その番号の水道メーターの設置場所に確認に行きます。

(花村会長) 受託者は水道メーター番号が分かるのですね。

(所管課) そうです。

(花村会長) そもそもスマートメーターを設置するときに、この水道メーターの番号はどこの家のもなのか分かりますよね。住所については審議済みという整理でいいのではないかと思います。

(所管課) 受託者が知る情報は、その水道メーターが誰の家のものかではなく、故障があった水道メーターがその位置にあるという情報です。それがないと保守ができません。

(加島委員) 水道メーター番号は水道メーターに書いてあるのですね。誰の番号かは一般人でも分かるのですか。

(所管課) 誰のものかは分かりません。

(加島委員) 家の前まで行けば、水道メーターは外から見えますよね。

(花村会長) 検針するときには、水道メーター番号は分かりますよね。

(所管課) はい。

(加島委員) 外から分かりますか。

(花村会長) 水道メーター番号と、その番号がどの家のもので誰の家かが結び付くかということです。

(所管課) 水道メーターは箱の中にあるので、外からは一見して分かりません。

(加島委員) 水道メーター番号と水道料金が漏えいした場合に、調べれば誰の番号か分かるのですか。

(所管課) フタを全部開けて探せばできないことはありません。

(加島委員) 水道メーターからは分からないのですか。

(所管課) はい。水道には二つ番号があります。一つは、ドアの横にあるお客様番号です。家の前を歩いていけば見えます。この番号は今回は採用しません。

水道メーターは、マンションの場合はメーターボックスがあります。

水道メーターが二つ並んでいると、どちらがどちらの部屋なのかは意外と分かりません。明確に見える番号ではなく、どこにつながっているか分からないけれど、この水道メーターの番号だというのは分かります。

(土井委員) 1日の水道使用量しか取れないのですか。1時間ごとに取れるのですか。

(所管課) 1日1回データをもらうと、その中に24個分のデータが入っていて、都合1日分です。1時間ごとにも分かります。

(土井委員) 1日24時間どのくらい水道を使ったかという情報があると、「この人はこの時間帯は寝ている」とか、「この時間帯は仕事に行く」というのが分かります。電気でも似たような問題が出ていると思います。受託者からお客様への説明はどのようになっているのでしょうか。

(所管課) 現行では確かに24個分のデータが入っていて、将来的な利活用の中では使っていこうと考えています。しかし、本日の審議の前提としては、24個分のデータは使いません。

(土井委員) 使わないけれど、データを取ってしまっているのですよね。

(所管課) データとしては蓄積します。

(土井委員) 不必要に細かいデータを取ることをお客様が認識しているのなら問題はないと思いますが、そこはどうなっていますか。

(所管課) 4ページ「2 事務全体の概要」の「スマートメーターによる自動検針について」の第3段落に記載したとおり、個人が特定できない形にデータを加工した上で行う予定です。

(花村会長) スマートメーターを付けた家は、1時間ごとの使用量が分かっています。24時間監視されているように感じているかもしれません。

(所管課) スマートメーターに関する利用目的は、お客様から承諾を得る形にします。

(土井委員) 「1日1回」と言うと、1日分のデータしかもらわないようにお客様は思ってしまう。24個分のデータをもらうならば、そこも丁寧に説明したほうがトラブルがないかと思います。

(所管課) このデータについては、今後の高齢化などに備え、お客様に有益な目的にしか使わないことを明確に説明します。

(花村会長) すごいデータですね。

(小嶋委員) この地域の人々にはもう説明済だということですが、個人情報の保護に関しては何か説明をしていますか。

(所管課) 個人情報保護については今後説明します。詳細はまだ決まっていません。スマートメーターを設置して稼動するのは令和2年10月です。この審議の終了次第、次のステップに入って「始めていく」という話をしていきます。そこからやっと具体的な話になります。

(吉田委員) 夏場、不在中に自動撒水の機械を使ったり、来客がしばらく滞在したりして水道使用量が増えたら、そのようなことが分かかってしまって、水道局から指摘が来たりするのですか。

(所管課) 来客があったことは分かりませんが、使用水量が多くなってい

ることは分かります。現行の人による検針でもそれは分かります。スマートメーターではもう少し詳細に分かるかもしれません。

(吉田委員) それは通知が来るのですか。

(所管課) そのデータは全く使いません。スマートメーター導入の主たる目的は検針の効率化です。検針者が2か月に1回見に行っていたメーターの値を、2か月に1回無線の機械で取得します。副次的に多くのデータも取得できるので、そのデータについては個人が特定できない形に加工した上で、水道局として分析・検証して、今後のサービスにどう活かしていくか検証することも目的として事業に取り組むことを考えています。

(吉田委員) 漏水等が分かって利便性があるのと同時に、プライバシーの侵害とまでは言いませんが、不要なところでデータが出て、注意を引いてしまいますよね。しかも、24時間単位だということです。

(所管課) 水道局としては、個人のプライバシーに関する情報を収集することは業務として全く目的にしていません。漏水があって水道料金の支払いが困難になりかねない場合に関しては、現状でもお声がけしています。

(花村会長) 目的外で個人データを使うことがあったら審議会に諮ってください。それでは、案件1を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

**(2) 【案件2】 遺伝子パネル検査開始に伴う「がんゲノム情報管理センター」との電子計算機の結合について
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)**

(花村会長) 次に、案件2「遺伝子パネル検査開始に伴う「がんゲノム情報管理センター」との電子計算機の結合について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(花村会長) 既に横浜市立大学でも行っていますよね。

(所管課) 横浜市立大学附属病院は、まだ保険収載ではありませんが、先進医療ということで、半分保険で半分自費の検査を行っています。

(花村会長) 横浜市立大学附属病院のがん遺伝子パネル検査は、当審議会で検討したことがありました。

(土井委員) 新しい検査方法に対応することには大変賛成です。

20ページ「5 取り扱う個人情報」の「実施機関での保存期間」の説明で「保存期間30年」とありました。この保存期間は国でもまだ基準が決まっていないのですか。

(所管課) 現在、二次利用を想定し、創薬の準備をしています。データベースの準備をしながら動き出した状態です。明確には決まっていなかったと思いますが、永年を想定して準備はされているようです。

データが長期に保存されることにより、患者のデータで将来的に変異が見つかる可能性があります。そのような運用を想定して、国策としてデータベース化されています。

(花村会長) 横浜市立大学の案件では、「実施機関での保存期間」は「永年」で審議し、承認しました。

(所管課) 永年と記載しようかとは考えていたのですが。

(花村会長) 永年で良いのではないですか。30年で廃棄する予定ではないでしょう。

(小嶋委員) 21ページの別紙1のがん遺伝子パネル検査に関する説明書及び同意書案に、「中外製薬(株)及び検査委託先で少なくとも5年間、米国のFMIで無期限に保管されます」と記載があります。30年というのは、これとの関連でどういうことですか。

(所管課) 30年は、国のデータベースに集めるデータの保存期間です。検査会社が検査をするために準備して、何らかの照会があったときの回答として、保存する期間との違いです。国策としてデータベースに順次集めていき、日本の人種的なデータに合わせます。国にはまだ人種の変異のデータがありません。諸外国では国策として順次行われていて、日本も現在、動き出したところです。

(小嶋委員) 「米国でも企業に保管される」ということは資料に書く必要はないですか。

(所管課) こちらの説明書及び同意書に関しては、国立がん研究センターから各機関にひな形が提供されているものを、各病院の現状に合わせて使っています。特段、文面を削ることは想定しなかったもので、このような形で文章として残りました。

(花村会長) もう1回整理して質問してください。

(小嶋委員) 20ページの「5 取り扱う個人情報」の「実施機関での保存期間」は「保存期間30年」となっています。これは国の保存期間ですか。

(所管課) そうです。C-CAT(シーキャット)というデータベースです。

(花村会長) C-CATでも今後永年保存になるのではないのでしょうか。

(所管課) 各検査会社から集まってきたデータに関しては、国では永年保存を目指しています。各検査会社に関しては、検査が終わったデータなので、基本的に必要な保存の年数ということで想定されたのが5年だったのですが、検査会社の責務としてデータは保存する必要があります。

(花村会長) 21ページの別紙1「説明書及び同意書」に、「中外製薬(株)及び検査委託先では少なくとも5年間保管する」とあり、「米国のFMIで無期限に保管する」とあります。米国では無期限に保管すると言っているのでしょうか。

(所管課) そうです。米国のデータベースに登録がされるためのものだと

思います。

(花村会長) 少なくとも30年しか保存しないことは恐らく、あり得ないです。委員の皆さん、それは長すぎるといった御意見はありますか。この目的から考えると、長期に保管するものだと考えます。

(吉田委員) 少なくとも5年というのは、5年とは限らないという意味ですよ。なぜそう書かないのですか。結局、保存期間は永年ということですよ。

(所管課) 恐らくそうだと思います。

(花村会長) ただ、中外製薬での保管は期限を決めておかないとまずいでしょう。それはどうなのですか。

(所管課) 中外製薬等を含めて、ロシュグループという製薬会社のグループの中での分担になっています。そのグループの中で、中外製薬が日本の窓口になっています。窓口としてのデータのやり取りに関しては、5年程度しか保管しないという意味だと思います。

(吉田委員) もしかしたら蓄積するかも知れません。

(所管課) 検査を実際に行った会社でのデータ蓄積としては永年保存です。中外製薬が窓口として行ったやり取りの記録は、最低5年程度は取っておくということです。

(吉田委員) 17ページ「2 事務全体の概要」に「保険適用の要件のため、保険を使うと必ずデータを登録される」ということが書かれています。これは保険を使わない自費での検査はしないという意味ですか。

(所管課) 当院は保険収載された検査しか行いません。

(加島委員) 一人のがん患者に関して、ファウンデーションとオンコパネルという両方のがん遺伝子パネル検査があるのですか。

(所管課) どちらかを選択します。保険収載される検査は一つしか選べません。

(加島委員) 同意書は国立がん研究センター側が提示したということですので修正できないかも知れませんが、21ページの別紙1の説明書及び同意書には、「ただし、万が一、外部にもれた場合に、あなたもしくはあなたの血縁者における不当な差別など不利益をもたらす場合もあります」との文章が入っています。27ページの別紙2の説明書及び同意書にはこの文が入っていません。この条文は大事だと思います。

(花村会長) 入れておいたらどうでしょうか。

(所管課) はい。

(花村会長) 万が一のことがあるかもしれません。

(所管課) ただし書き部分に関しては、別紙2の方にも記載する形にします。

(花村会長) 「やめたい」と申し出たら、がんゲノム情報管理センターへの提供から除外してくれるのですよね。非同意欄があります。

(所管課) はい。

(花村会長) それでは、案件2を承認するという事によろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

**(3) 【案件 3】「空家等対策に関する総合案内窓口」の設置について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)**

(花村会長) 次に、案件 3 「空家等対策に関する総合案内窓口」の設置について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件 3 につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(中村委員) 43 ページ「5 取り扱う個人情報」「個人情報の種類(電子データ)」欄の「相談内容カルテ」の内容で、「財産、収入、支出、納税状況、公的扶助、取引状況」というのは、カルテの様式上はどこに当たるかわかりませんが、そういう話が出てきてこのカルテに記載する可能性があるということで挙げているのですか。

(所管課) そういったことを想定して、記載しています。

(花村会長) ほかに御意見はありませんか。それでは、案件 3 を承認することによってよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

**(4) 【案件 4】横浜市障害者プラン策定に向けたニーズ把握調査について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)**

(花村会長) 次に、案件 4 「横浜市障害者プラン策定に向けたニーズ把握調査について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件 4 につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(中村委員) 市と受託者間のデータのやり取りはかなり練られていますが、71 ページの「3 審議に係る事務」の<宛名ラベルの貼付及び発送>について、受託者にUSBに入れた宛名ラベルデータを渡した後、印刷するまでの間、市の職員はずっと立ち会うのですか。また、その間はデータは受託者のもとにだけあるのですか。

(所管課) 受託者側にありますが、もちろん、本市側でバックアップデータはCD等にとっておきます。印刷が終わるまで、同じデータが受託者のところにもあります。

(中村委員) 73 ページの「4 個人情報の管理体制」の「廃棄方法」の欄で、電子データは受託者が廃棄、廃棄確認の方法は「廃棄報告書の提出により確認」と書かれています。宛名ラベルデータは、印刷後は市が回

収めるのですよね。

(所管課) はい。

(中村委員) ここで言う「受託者が廃棄する電子データ」は、返送された回答票の内容を入力した回答データを想定していますか。

(所管課) そうです。

(中村委員) 同じところで、紙データも受託者が廃棄すると書かれています。この紙データとは、最終的な報告書を想定しているのですか。

(所管課) アンケートの紙データは、全てデータ化して報告書として最終的に出してもらいます。受託者が廃棄する紙データは回答票の紙そのものです。

(中村委員) 回答票自体も廃棄ということですね。

無記名回答で返送してもらいますが、まじめな人だと封筒に氏名を書いて返送することもあるかと思えます。すると、受託者が個人名を把握できてしまいます。返信用封筒自体も、受託者が紙データとして廃棄することを明確にしておく必要があります。

(花村会長) 返信用封筒に氏名や住所が書かれていたら、それも当然、廃棄するということです。

(所管課) 分かりました。

(土井委員) アンケート結果の紙データは、受託者のみが保有し、受託者が処分するということですか。

(所管課) 回答票のデータに関してはそのとおりです。

(土井委員) 73 ページの「4 個人情報の管理体制」で、受託者における保存期間は契約終了までと書かれていますが、契約終了時にその紙データは処分するということですね。

(所管課) はい。

(土井委員) 74 ページの「5 取り扱う個人情報」で、「事務の委託」「対象者3」調査対象者(回答者)の個人情報の種類に紙データも書かれていて、かつ、保存期間は「翌年度から起算して5年間」とあります。契約が5年間なのですか。

(所管課) 契約は単年度です。このデータの保存期間は、成果物としての報告書という意味で書いてあります。各人から回収した紙データはここには含みません。

(土井委員) 「対象者3」の紙データの項目がたくさん書いてあります。紙データは、契約が終わったら廃棄するのですか。

(所管課) 個々に回答した紙データは、契約終了時に即座に廃棄してもらいます。電子データは、集計したデータについてこちらに提出し、我々が5年間保存します。

実施機関の保存期間については、電子データのみ5年間保存です。

(花村会長) 「対象者3」について、「個人情報の種類」に電子データと紙データとありますが、土井委員の意見は、この紙データの保存期間を記載する必要があるのかという趣旨ですよね。

(土井委員) 契約終了時に廃棄するのであれば、保存も何もないのではないかと思います。

(花村会長) 紙データを5年間も保管しないですね。

(所管課) 保管しません。そのとおりです。

(花村会長) では、これは削除していいですね。

(所管課) はい。

(事務局) 「対象者3」の「個人情報の種類」から、紙データの記載を削除するという話ですが、ここは「事務の委託」で取り扱う対象者も兼ねて記載しています。保存期間については実施機関での保存期間しか記載していませんが、「事務の委託」において受託者が回答票を取り扱うので、取り扱う個人情報として紙データも記載する必要があります。

(加島委員) 「実施機関での保存期間」の欄に、「電子データについては5年間」と補記すればいいですね。

(花村会長) その書き方ならば分かります。

(大谷委員) 「対象者2」の「実施機関での保存期間」の欄にはカッコ書きで(電子データのみ)と書かれています。同様にしてもらいたいです。

(所管課) 分かりました。

(新田委員) 参考資料として添付されているアンケートを読みました。対象者は1万7,000人を無作為抽出するとのことですが、なかなか大変なアンケートなので、回答率は50パーセントを割るのではないかと思います。

障害者はいろいろな人がいて、いろいろなところで交流しています。各地域の障害者団体の会長を通して、調査を周知し協力をお願いすれば、回答率がより上がるのではと思います。

(加島委員) 前回の回収率はどのくらいですか。

(所管課) 44.6パーセントです。対象者がだんだん増えているためか、回収率がだんだん減っています。第1期は61パーセントでした。第2期が53パーセント弱でした。

御意見いただきましたように、障害者団体の皆様には「このような調査をしますので御協力を」と周知していきます。

(吉田委員) 参考資料のアンケートは読みにくいフォントですが、これはUD(ユニバーサルデザイン)フォントですか。

(所管課) 参考資料である前回調査時点ではUDフォントではありませんでしたが、今回はUDフォントを使っていこうと考えています。

(中村委員) 取り扱う個人情報の種類ですが、参考資料のアンケートの最後には「あなたが感じていること」の自由記入欄があります。すると、91ページ「個人情報を取り扱う事務開始届出書」の「個人情報の記録項目」「⑤社会生活」の「意見・要望等」に当たる可能性があります。ここもチェックしたほうがいいのではないのでしょうか。

(所管課) 参考資料は前回調査時のものです。今回、対象者が増えていることもあり、自由記載欄はなくそうと考えています。今回はアンケート内容を精査しているところです。

(花村会長) では、「意見・要望等」のチェックは無いままでいいですね。

(加島委員) アンケートの対象者を無作為抽出するところも受託者にしてもらうのですか。

(所管課) 対象者の無作為抽出作業は我々が行います。

(加島委員) 74 ページの「5 取り扱う個人情報」の「対象者1」の17万人のデータが、宛名ラベルデータ作成完了まで、受託者に必要なのですか。

(所管課) 受託者にはこのデータは渡りません。データを保有している福祉保健課と、区役所が抽出のために取り扱う元のデータが17万人ということですか。

(土井委員) 前回も無作為抽出だったのですか。

(所管課) 無作為ではありますが、同じ身体障害でも肢体不自由、内部障害など種別が異なります。無作為にした結果、1種類の障害の方に偏ってしまったら公平な意見がもらえません。ある程度障害の種別ごとに平均的に意見がもらえるような抽出にしようと思っています。

(土井委員) ある種のカテゴリズをして、その中で無作為にしているということですか。

(所管課) はい。

(土井委員) それは資料のどこかに記載してありますか。良い方法なので、記載していいと思います。

無作為だと、前回アンケートに答えて、また今回も対象となる人が現れるのではないのでしょうか。前回の対象者を除外することはしていませんか。

(所管課) それはしません。

(花村会長) その抽出方法について、どのように資料に記載しましょうか。

(所管課) 70 ページ「3 審議に係る事務」の(3)の一行目を、「受け取ったデータを基に、対象者を障害種別ごとに無作為抽出し」という表現にします。

(花村会長) 返送された回答票を受託者が廃棄し、廃棄証明書を出すようになっていました。回答票には個人名は書かれていないと思いますが、廃棄は確実に確認するようにしてください。審議会では重要な個人情報についてはより慎重に取り扱うようお願いしています。

(所管課) 分かりました。

(花村会長) それでは、案件4を承認するということがよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(5) 【案件5】横浜市認知症早期発見モデル事業委託について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件5「横浜市認知症早期発見モデル事業委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件5につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思ひます。

(吉田委員) 98 ページ「4 個人情報の管理体制」【事務の委託①】ですが、電子計算機処理が「有り」になっていますが、「廃棄方法」に電子データの記載がありません。

(所管課) これは記載を誤りました。98 ページの「受託者における電子計算機処理」の欄は、「有り」となっていますが、「無し」に訂正をお願いします。「受託者における保管」欄も「無し」に訂正します。

(加島委員) 廃棄方法も、記載不要ではないですか。

(所管課) 紙データについては検診で取り扱うので、廃棄方法の記載も必要です。

(加島委員) 94 ページ「2 事務全体の概要」で、「横浜市は精密検査の具体的な結果については提供を受けない」と書いてあります。

95ページの「2 事務全体の概要」の続きの【審議事項】(2)イで、「1次検診及び精密検査のデータ分析及び事業評価を民間事業者に委託」とあります。横浜市は提供を受けないのに、どうやって精密検査のデータを民間事業者に委託するのですか。

(所管課) 100 ページの「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の種類」を御覧ください。今回の精密検査からは、判定結果として、括弧内の1から19までのどれに当てはまるのかマルを付けて報告されます。具体的に、例えばMR Iを使って「この人がアルツハイマー型認知症だ」ということが分かったというような、カルテに書くような内容まではいらないという意味です。

(加島委員) 「精密検査のデータ分析」と書いてあると、かなり細かくやるように思いました。

受診勧奨は誰がするのですか。

(所管課) 横浜市が直接、「この人が受けていない」という情報を得た上で行います。

(加島委員) 対象者はものすごい人数がいますね。

(所管課) 900 人います。そのうち仮に50パーセントが2次検診に進んだとして、そのうち半分くらいが受診しないと見込まれます。受診勧奨はその25パーセントに送ります。人数的には少し減るとは予想しています。

(加島委員) チラシのようなものを送るのですか。

(所管課) 4か月後と8か月後に送ります。

(花村会長) 将来的には、65歳以上の人はみんな検査をさせようと考えていますか。

(所管課) そこまでは考えていません。まずこのモデルで行ってみて、どの程度の人が受診し、認知症と診断されるかを把握していきます。

(花村会長) それでは、案件5を承認するということがよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(6) 【案件6】医療・介護レセプトデータベースと特定健診・特定保健指導データの連携及び共同研究の実施について
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件6「医療・介護レセプトデータベースと特定健診・特定保健指導データの連携及び共同研究の実施について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明のありました案件6につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(花村会長) 既に平成30年7月の第166回個人情報保護審議会で「医療・介護レセプトデータベース統合及び共同研究の実施について」を審議しました。いろいろなデータを使うので、これがどういう効果を生じていくのか説明してもらい、様々な意見をもらいました。大谷委員も「どういう成果が出るのだろう」と言っていました。

先ほど成果についての報告がありました。それについて何か意見がありますか。「なるほど、こういうことができたのか」という実感はありますか。

(大谷委員) 研究者との連携で得られたデータをベースにし、ワークショップなどを実施することにより、職員がデータを客観的に見て、日頃の業務の精度が上がる効果が得られたと理解しました。効果を生み出すことが十分にできているのではないかと思います。

まだスタートしたばかりだと思います。このデータは宝の山なので、分析や共有の仕方について、もう少し攻めの姿勢で試みてはと思います。何か始めるときには個人情報やプライバシーに関わるリスクも増えてくると思います。

引き続きリスク感覚は持った上で施策を実施してもらうことが必要です。

(加島委員) まだ期間が短いので、市民がメリットを享受できるような成果を出すまでには、ある程度年数がかかると思います。是非、継続的に報告してもらえればと思います。

前回、特定健診の話質問しました。当初のときに特定健診データを入れる話はなかったのですか。

(所管課) データの量が非常に多いので、まずは医療データと介護データを結合するところから始めました。第2段階として、ようやく特定健診データに進めるようになったかと思います。

(加島委員) 125ページの「別紙5 ハッシュ値によるデータ連携」で、同一ハッシュ値が出てきます。そのときにしか使わないハッシュ値ではなく、被保険者番号と生年月日から紐付けできるということは、個人を特定することもある程度可能です。大学側にデータの管理をきちんとしてもらわなければと改めて思います。

(小嶋委員) 成果がある程度出てきたのは望ましいことです。この共同研究を通し、他自治体と異なった横浜市の特徴が出てきましたか。

区によって地域の差はありましたか。

(所管課) 第1段階としてはどちらかというと、横浜市18区でどれだけ差が出てくるかに重点を置きました。他都市との優位差は来年度以降、見ていきたいです。

18区では、やはり差が出ています。年齢階層のバラつきがあったり、医療介護のサービス資源の状況も異なっています。そういった差をデータで目の当たりにする中で、もう少し医療介護連携をしていかないと、更にそれが市民サービスの差にもつながってくるのではないかとということもありました。区による差が見えてきたところが一番大きな収穫です。

ワークショップのネットワーク比較ですが、18区別で見ても、在宅で要介護状態になっている人の骨折や認知症の状況にこれだけ差があることが見えてきました。その格付けができたところが昨年度の状況です。

(土井委員) 113ページの「2 事務全体の概要」によれば、今回連携するデータについては横浜市が管理することになっています。従前のものは別の事業者が管理しています。管理者が違くと具体的に違いが出てくるのでしょうか。

(所管課) 内容としては同じことをします。これまではニッセイ情報テクノロジー株式会社を介して、共同研究している産業医科大学に委託という流れでした。今回、産業医科大学に直接お願いするので、関わる事業者が一社省かれました。それだけですので、作業内容に何か違いがあるということではないと考えています。

(土井委員) 今回は、管理者がデータベースを連携させていくことを審議に諮っていますか。

(所管課) 実施機関以外のところに委託することを了解してもらうことが審議の趣旨かと考えています。

(土井委員) 従来のデータベースと、今回新たに作ったデータベースを組み合わせるいろいろな知見を得ていくことが最終的なゴールかと思えます。管理者が違くと何か問題などは生じないのでしょうか。現場の市民が普通に考えると、問題ないのかなと思えますが。

(所管課) 問題ありません。懸念することはないと考えています。

(土井委員) 管理者にできることは特別すごいことではないのですか。

(所管課) 今回、特定健診データの部分は、要介護データと比べるとボリュームが少ないです。共同研究を行っている大学で直接、データ連携をしてもらうことで、余計に関わる人の数を減らし、リスクマネジメントをしていきます。大学でも取り扱える範囲のデータのボリュームだったということが狙いになっています。

(土井委員) リスクマネジメントを考えているというのは、伝わりました。

(吉田委員) 119ページ「5 取り扱う個人情報」の「実施機関での保存期間」に、「10年(収集した日から起算)」と書いてあります。113ページ

「2 事務全体の概要」では、＜登録データ＞は「平成26年4月から31年3月までに受診したデータのうち、次のデータを登録します。また、年に1回データを追加します。」とあります。今回登録し、10年後に消去されるのは、年に1回データを追加されたときから10年先ですか。これはどのデータのことですか。

(所管課) 区ごとです。

(吉田委員) 通常、1回登録したものを消去するということだと思いました。データベースに登録したけれど、消去するということですか。

(所管課) 10年しか保有はしません。

(吉田委員) それで更新していくというイメージですか。

(所管課) そうです。10年分たまった以降は更新されていきます。

(吉田委員) 何らかの抽象的な分析としては残るけれど、個別のデータは消えるのですか。

(所管課) そういうことです。分析が終わった後は10年経ったところから個別のデータは消去します。

(鈴木委員) 114ページ「2 事務全体の概要」の(7)ア「電子計算機処理」に、「生活保護を所管する課の職員を追加」とあります。生活保護の所管課とこのデータベースとどういう関係がありますか。

(所管課) 保険ごとの違いが今までなかなか見えませんでした。後期高齢や生活保護など、このデータベースの中で比較ができます。

(鈴木委員) 今回、特定健診データを追加するため生活保護の所管課も追加するというのではなく、もともとのデータの時点でも生活保護の所管課を含めておいたら良かったのでしょうか。

(所管課) 生活保護者には、やはり生活習慣などで健康状態がすぐれない人が多いです。いきなり要介護で見ていくよりも、特定健診から入っていったほうが結び付きやすいです。

(加島委員) 生活保護のレセプトは対象ではないということですか。

(所管課) 生活保護のレセプトもデータベースに入っています。

(加島委員) 国民健康保険と生活保護のレセプトも入っているのですね。

(所管課) はい。

(加島委員) 生活保護の特定健診はどうですか。

(所管課) ないです。

(加島委員) そういう健診データは入らないのですね。生活保護独自の健診は行っていますか。

(所管課) 横浜市が独自に、後期高齢者と一緒に行っていますが、データがつながりません。

(加島委員) それは使わないのですね。

(鈴木委員) 生活保護の人は入らないのですね。

(事務局) 生活保護のレセプトデータは、既に前回の審議で、このデータベースに格納されていました。今回はそのデータを利用するために生活保護の職員を追加します。これまではデータは入っていたけれども、分析をしていませんでした。

(花村会長) 特定健診データも入れて、更に医療データが大きくなり、いい

成果が出ると思います。またいずれ報告してもらおうことになるかもしれませんが、では、案件6を承認するというところでよろしいでしょうか。
(各委員) <異議なし>
(花村会長) それでは承認といたします。

(花村会長) 次に案件7の「是正の申出に係る処理案について」ですが、本件は個人情報保護等の観点から非公開とする関係上、本日の最後に審議することとしたいと思います。

3 報告事項

(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告

ア 横浜市立大学附属病院及び福浦キャンパスにおける防犯カメラの設置運用事務

イ 横浜市立大学附属市民総合医療センター防犯カメラ設置及び運用事務

(2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告

専門相談等

(3) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告

ア I・TOP横浜 (IoTオープンイノベーション・パートナーズ) 関係事務委託

イ 環境教育・学習に関する企業アンケート調査業務委託

(4) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告

ア 星川駅周辺のバス路線に関する調査検討業務委託

イ 横浜市「成人の日」を祝うつどいに関するアンケート調査業務委託

(5) 実施機関が保有する車両の自動車任意保険加入についての報告

ア 区役所における自転車賠償保険の加入に伴う交通事故処理関連業務

イ 収集事務所等における自転車賠償保険の加入に伴う交通事故処理関連業務

ウ 焼却工場等における自転車賠償保険の加入に伴う交通事故処理関連業務

エ 都市整備局二ツ橋北部土地区画整理事務所における自転車損害賠償責任保険の加入に伴う交通事故処理関連業務

(6) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託についての報告

水・環境ソリューションハブ視察運営補助業務委託

(7) 広報を目的とした写真や映像による作品制作及び展示業務委託につ

いての報告

第7回アフリカ開発会議に係る写真パネル制作及び展示業務委託

- (8) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（5件）
- (9) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（2件）

4 その他

- (1) 令和元年度 横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会による
実地調査について
- (2) 個人情報漏えい事案の報告（令和元年9月21日～令和元年10月24日）
- (3) その他

（花村会長） それでは、「3 報告事項」及び「4 その他（2）個人情報漏えい事案の報告」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

（事務局） 本日の追加配布資料を御覧ください。内容につきましては、担当係長から御説明いたします。

（事務局） <資料に基づき説明>

（花村会長） ただいま説明のあった部分につきまして、何かございますか。報告事項及び個別発表以外の漏えい事案の報告について了承するというところでよろしいでしょうか。

（各委員） <異議なし>

（花村会長） それでは了承いたします。

（花村会長） 次に、「4 その他」に移ります。

「(1) 令和元年度 横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会による実地調査について」を加島委員長からお願いします。

（加島委員） 8月20日（火）9時半から2時半まで、実地調査をしました。調査対象としたのは、地域ケアプラザの2施設です。

今回の2施設は、運営法人及び過去の漏えい事故件数を考慮して選びました。

個人情報保護に求められる安全管理措置がきちんとできているか、個人情報の所在確認、個人情報取扱業務の状況、個人情報取扱業務システム、漏えい事故等の対応状況、個人情報に絡む研修の状況について見ました。

個人情報の取扱いはおおむね適正に行われていました。改善を要する事項は特段ありません。

ただし、個人情報保護の推進に資すると思われる事項については意見を提出したいと思います。

両施設では個人情報の施錠・保管、書類の送付や交付、システム管理について、個人情報保護の対策が取られています。個人情報を取り扱う環境が比較的良好に整備されています。

ただし、依然として、地域ケアプラザの誤送付は減りません。現場はかなり頑張っていて、何とか事故を起こさないようにしているのは見受けられましたが、かなり個人に委ねられています。例えば、事故が起きたということで、二重チェックではなく三重チェックして、かなり気を遣っています。個人的な安全管理措置は行っていますが、倉庫が非常に狭いので、トイレトペーパーと個人情報と同じ倉庫に入っています。ラベルを印刷するのに、もう少し手際よくできないかと思うところがありました。技術的な措置や環境整備は改めて必要です。

法人が幾つかの施設を持っています。いいところと悪いところがあるので、利点をもう少し共有したり、法人の役割と、市と区の役割を考えることも必要かと思いました。

セキュリティのレベル分けが必要です。誤送付でも、同じ法人の同じ事務所に間違えることが多いです。他人の個人情報が入ったものを別の個人に送ってしまうことはかなり大きな事故ですが、どちらも同じ1件に数えられます。同じ法人になれば誤送付していいとは言えませんが、ただでさえ人が少ないのに、そこまで三重チェックするべきなのか、問題を感じました。送付先のレベル分けも必要です。

今後は11月に第三者評価委員会から個人情報保護審議会に報告書を提出します。12月に審議会から副市長に報告書を出します。

(花村会長) 次に、「(2) その他」に移りたいと思います。

(事務局) 前回の審議会において事務局から報告させていただいた、8月5日に横浜市立大学が記者発表した「臨床研究におけるメール誤送信による患者情報の漏えいについて」、委員の皆さまから多くの御質問・御意見をいただきましたので、本日、横浜市立大学の所管課をこの場に呼んでおります。横浜市立大学の所管課から、直接、漏えい事故の内容及び現在の調査の進捗状況について、改めて御報告させていただきます。

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

(花村会長) 今までの調査経過は分かりました。この案件は重要なので、今後についても引き続き報告してもらいたいと思っています。その上で、再発しないか、審議会としても確かめたいとは思いますが、加島委員、どうですか。一生懸命やってもこういうことが起こることがありますよね。

(加島委員) 今の段階では調査の概要が分かりません。原因究明と再発防止で、決して起こらないような対策をしてもらいたいです。

(花村会長) 引き続きまた報告してください。そのほか、御意見、御質問等ございますか。

それでは、横浜市立大学の案件について、報告を終了するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは報告を終了いたします。

(花村会長) 次に、こども青少年局の事案に移りたいと思います

(事務局) 9月27日にこども青少年局が記者発表をしました「横浜市プレミアム付商品券事業における購入引換券の誤印字及び誤送付について」、委員の皆さまには記者発表後、あらかじめメールで情報提供させていただきました。本件は本年5月に審議会において御審議いただいた委託の事務の中で発生した漏えい事故になりますので、事故の内容等について、所管課から直接、改めて詳細を御報告させていただきます。

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

(所管課) 先ほど、この件を先日の審議会で諮ったと言いました。第173回個人情報保護審議会でプレミアム付商品券の審議はしていますが、今回の業務に関する委託はそのときの審議の内容ではありません。第173回の審議会では、委託で抽出を受けたものを我々から更に後続の事業者を提供することについて審議しています。今回漏えい事故が生じた委託業務は、情報共有基盤システムから対象者を抽出する作業です。第173回とは別の委託業務です。

(中村委員) 受託者は本来、このプレミアム付商品券を発送するために必要な情報以外の情報も入手できる立場にあるのですか。本来、前住所は渡さなくてもいいものです。それを渡したが故に誤送付してしまったのかと思います。市で先に最新の住所にしておくことができなかつたのですか。

(所管課) 我々が今回送った対象者については、6月1日時点の住所情報で抽出したものを後続の事業者に渡しました。6月1日の住所自体が、そもそも前住所地となってしまうしていました。我々もそのときは、前住所だということは知り得ませんでした。事業者も知り得ませんでした。

(事務局) 住民基本台帳のデータ抽出をする作業を委託しています。住民基本台帳データそのものに触らせているので、必要な情報以外にアクセス可能な状態がどうしても発生してしまいます。

(所管課) 6月1日時点の情報も、一度では抽出できないことがあります。いろいろな理由で、遡って異動届出が出される場合があります。転出入もあれば出生、死亡等もあります。市内への転居もあります。世帯主の続柄の変更など、いろいろな理由で情報の異動があります。6月1日時点の住所を特定する作業で、処理を幾つか組み合わせて正しい住所を出そうとします。その際の一つの作業工程に確認不足があり、更新作業が抜け落ちました。

(花村会長) 作業工程が誤ったというのはどういうことですか。

(事務局) 作業するのは6月1日よりもっと後なので、作業日現在の住所ではありません。作業日現在の住民票を見て、住所履歴などのデータをまた巻き戻すような作業をして、6月1日時点の住所のデータを作ります。そのプログラムにミスがありました。

(花村会長) 一方ではなかつたのですか。

(所管課) 住所の更新という作業があったからということです。

(事務局) そういう複雑な作業をするから、事後的なチェックを含めて、6月1日時点の住所が正しく出てきているかどうか、ある程度サンプルを取って確かめることはしなかったということなのでしょうね。

(所管課) そうですね。

(土井委員) 基準や抽出処理、発送は大変だろうと思います。今回のように対応したとして、800件とはいかなくても、5件や10件は発生する可能性はないでしょうか。基準日と抽出する日と発送日は1か月か2か月くらいずれています。目で全件チェックしているならともかく、機械的にしていると、ほんの少しの誤差で古い住所に送る可能性が起こらないでしょうか。

(所管課) 非課税の対象者では起こっていません。更新の処理を行い、今回抜けてしまった作業をすることで、再発はないと考えています。発送の直前にまた最新の住所を確認します。また間違いが起こらないように2回更新をかけます。

(事務局) 発送するときは今いる住所に発送しないといけませんか。

(所管課) 国の要綱では、「基準日の住所に送ること」とされています。

(事務局) その住所には住んでない可能性があるわけです。

(所管課) ただ、6月1日時点の住所に送っているのであれば、違う家になっていても「こういう基準でこういうところに送れと言われて、そのとおりやった」という形にはなりません。今回は6月1日時点の住所ではなく、一つ前に送ってしまいました。

(土井委員) 私が心配しているのは、6月1日から細かい住所変更が入ってしまって、結果的に正しく届かなかったということです。基準日がこうで、リクエストどおりにやっているから誤送付でないという理解でいいですか。

(所管課) そういうふうにはなっていますが、今回のことがありました。今後は、7月31日基準日であれば10月9日の住所、11月の発送前の住所を再確認した上で送ります。

(土井委員) 手間が増えて大変だろうと思います。誤送付がないようにやってもらえればと思います。

(小嶋委員) 特定記録郵便では本人に手渡しがされないということです。本人に手渡しするように送ると料金的に難しいですか。

(所管課) 今回は、横浜市としては特定記録郵便で発送することになっています。ただ、確実に相手にとということであれば、受領の署名を取るという考えもあるとは思いますが。

(加島委員) 納税通知書などは、送付にとても気を遣っていると思います。ほかでもこのようなことが起こり得るので、発送の際のルールを全市的にきちんとしてもらいたいです。しょっちゅう発送しているところはなかなか事故を起こさないと思いますが、あまりやったことがないような仕事だと、ミスが起こりやすいです。徹底してもらえればと思います。

(花村会長) では、報告を終了することとします。

	<p>2 審議事項</p> <p>(7) 【案件7】 是正の申出に係る処理案について</p> <p>【以下、横浜市の保有する情報公開に関する条例第31条第2号及び同条第3号、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条の規定に基づき非公開で進行】</p> <p><答申のたたき台について検討し、以下のとおり決定></p> <p>■ 本日の各委員の意見等を踏まえ、次回の審議会で確認し、答申内容を確定する。</p> <p>(花村会長) 本日予定された議事は以上で終了です。事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。</p> <p>次回の日程でございますが、11月27日水曜日、午後2時から、関内中央ビル5階特別会議室、本日と同じこの場所で開催を予定しております。後日御連絡を差し上げますが、どうぞよろしくお願いします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(花村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p> <p>【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第177回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第177回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は令和元年11月27日（水）午後2時から開催予定</p>

本会議録は令和元年11月27日第178回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡